

可思議な行動がある。

〔訳註9〕当時ヨルダン領だった西岸地区南部にある村で、一九六六年にイスラエルの攻撃を受け、ヨルダン兵一五人、ヨルダン民間人三人、村人三人が死亡、負傷者はヨルダン兵士五四人、村人九六人。襲撃を指揮したイスラエル大佐も死亡。イスラエル側負傷兵は一〇人。

〔訳註10〕強国意識が芽生え、安全保障問題は軍事力で克服できるという自信を背景に、大イスラエル主義が台頭した。また、神が六日間で天地創造したと戦争に六日間で勝利したことが神秘的な符合とみなされ、宗教的シオニズムも力をもち始めた。

〔訳註11〕二〇一八年一月、イスラエル兵を平手打ちした一六歳の少女アヘド・タミミが話題になっているが、それだけでイスラエルは彼女を長期間拘留し、軍事裁判にかけている。イスラエル軍は子どもや青年に的を絞って逮捕や殺害を繰り返しているのが目立つ。これは未来の反乱者の芽を摘もうという予防弾圧政策と判断してよいだろう。

〔訳註12〕二〇一三年に來日、広島・長崎の平和祈念式典に参加した「分離壁入植地に反対する人民委員会」コーディネーター。日本ではBDS運動を語り、入植地で製造されるソーダ・ストリームのポイコットを呼びかける運動を要請した。

第二部 現在の虚偽

第七章 イスラエルは中東で唯一の民主主義国家である

多くのイスラエル人と世界のイスラエル支持者——イスラエルの政策の一部に批判的な人々も含めて——は、最終的には、イスラエルを温厚な民主主義国家で、近隣諸国との友好関係を望み、国内すべての国民に平等を保障する国であると見ている。イスラエルを批判する人々々々さえ、イスラエルの民主主義に何か悪いところがあるとしたら、それは一九六七年戦争の影響のせいだと考えている。この考えによると、戦争のおかげで占領地で濡れ手で粟の大儲けができるようになったことや、狂信的ユダヤ教徒が政界に入ってイスラエルを暴力的に新領地を支配する抑圧的占領勢力に変えたことにより、もともと誠実で勤勉なイスラエル社会が墮落したというのだ。

民主主義的イスラエルは一九六七年に問題を抱えるようになったが、それでもまだ民主主義国家であるという神話は、こともあろうにごく一部の著名パレスチナ人や親パレスチナ学識者

がプロバガンダを行うこともある——しかし、そのプロバガンダにはまったく歴史的根拠がない。一九六七年以前のイスラエルがどう転んでも民主主義国と言えないのは明らかだ。これまでの章で見てきたように、英国委任統治時代の防衛法（非常事態法）を使って国民の二〇%を苛酷な軍政下に置いて、公民権はおろか基本的人権を奪った国は民主主義ではない。各地の軍政官は被支配パレスチナ住民の生殺与奪を握る絶対者であった。彼らは特別法を發布したり、家屋や生活を破壊したり、恣意的にパレスチナ人を投獄した。ようやく一九五〇年代末になつてこのような前近代の軍政への批判がユダヤ人国民の間からも高まり、ついにはパレスチナ国民への不条理な圧迫が緩和され、一九六七年戦争の前年に軍政が解かれた。

一九六七年以前のイスラエル内パレスチナ人と一九六七年以降の西岸地区・ガザ回廊のパレスチナ人にとつて、この軍政体制のもとでは、イスラエル国防軍（IDF）末端の一兵卒さえもが、自分たちを支配し、自分たちの生活と生命を左右する存在だった。一兵卒またはその部隊あるいは指揮官が、気紛れで家屋破壊する気になつたり、チェックポイントでパレスチナ人を何時間も足止めする気になつたり、裁判なしの拘留「行政拘留」で身柄を拘束する気になつたら、パレスチナ人には為す術がなかつた。何の手も打てないのだ。一九四八年から現在まで、パレスチナ人はいつなんどきそういう目に遭うかもしれない状況が続いている。最初にそういう処遇を受けたのはイスラエル内パレスチナ人である。それはイスラエル建国二年目から始ま

つた。ハイファ地区カルメル山のハイファ・パレスチナ人コミュニティのようにゲットに閉じ込められたり、サファド〔ヘブライ名ツファット〕のように何十年にもわたつて暮らしてきた町から追い出されたりした。イスドウッド〔アシドッド〕の場合は住民まるごとガザ回廊へ強制移転させられた。農村地帯ではもつと酷かつた。キブツ運動体の多くが肥沃な農地があるパレスチナ人村を欲しがつたからだ。社会主義者のキブツ運動で、二民族連帯を唱えていたと言われるハシヨメール・ハツアイルも例外ではなかつた。一九四八年の戦いが終わつてかなり時間が経つてからでも、ガービシヤ、イクリス、ピリム、カーイタ、ゼイトウン、その他の村々の住民は、軍が訓練に使うから二週間村を空けると命令されて家を離れた。二週間後に帰つてくると村は消滅しているか、ユダヤ人農民の所有になつていた。

軍による恐怖政治が典型的に現れたのが、イスラエル軍のシナイ半島侵攻直前の一九五六年一〇月に起こつたカフル・カーシム村虐殺事件である。^{〔資料1〕}イスラエル軍が四九人の村人を殺害した事件である。軍当局は、外出禁止令を発令しているにもかかわらず村人が時間内に畑から帰つてこなかつたからだ、理由を説明していた。しかし、それは本当の理由ではなかつた。後に明らかになつた証拠によると、イスラエルは、ワーディ・アラ地域と三角地帯と呼ばれる地域からパレスチナ人を追放することを前々から検討していた。カフル・カーシム村は三角地帯にあつたのである。この二地域——ワーディ・アラは東部のアフラと地中海沿岸のハデラを結

ぶ溪谷地帯で、三角地帯はエルサレム東部に広がる地域——は、一九四九年のヨルダンとの休戦協定でイスラエル領として接収されていた。前にも書いたように、イスラエルは領土拡大を常に歓迎したが、パレスチナ住民の増加は歓迎しなかった。だから国土拡大の機会があるときはいつでも新領土からパレスチナ人を減らす方法を考えたのである。

「ハフアルフェルト」(もぐら)作戦とは、アラブ世界との戦争があるたびに、それを利用して考え出した様々なパレスチナ人住民追放方法のコードネームであった。現在では多くの研究者が、一九五六年虐殺はカフル・カーシム村を脅かせば地域のパレスチナ住民が村を捨てて逃げだすかどうかを試した実験であると考えている。幸い二人の国会議員、共産党のトウフィク・トゥビとシオニスト左派マパム党のラティフ・ドーリ(註)の粘り強い努力のおかげで、虐殺実行犯たちは裁判にかけられた。しかし、地域方面隊司令官や虐殺を行った部隊の兵たちはわずかな罰金で放免された。これも、占領地では軍人は殺人を犯しても咎めを受けなかったことを証明している。

意図的・組織的残虐行為は虐殺のような大事件だけに現れているのではない。軍政の日常的な有り様の中で非人道的行為が普通に見られた。今のところイスラエル内パレスチナ人は一九六〇年以前の軍政時代についてあまり語っていないし、当時の資料類もまだ全面的に公開されていない。我々が軍政下の民衆の生活実態を知り得る道は、意外にも、詩である。ナタ

ン・アルテルマン(註)は当時を代表する有名詩人であった。彼は「セブンスコラム」と呼ばれる週刊コラムを書いていて、そこで自分が読んだり聞いたりした事件についていろいろコメントした。事件があつた日付や場所などの記載を省くことが多かったが、読み手がどういふ事件を取り上げているかを理解できる程度の情報は入っていた。しばしば詩の形で非難の意を表現した。

そのことは二日間だけ話題になつて、消えた。

もう誰も気にかけていないし、覚えてもいない。

遠く離れたウナム・アルハファームという村で、

子どもたち——イスラエル国民と言うべきだが——が土遊びしていた。

そのうちの一人が、わが国の勇敢な兵士の目に、不審に映つたようので、

兵士は「生まれ！」と叫んだ。

命令であつた。

命令なのに、子どもは止まらなかつた。

怯えて逃げた。

当然、わが国の勇敢な兵士は、発砲した。

弾は子どもに当たり、子どもは死んだ。

そしてこのことを語るものは誰一人いない。

ある時はワデー・アラで射殺された二人のパレスチナ系国民について詩を書いた。またある時は、重病のパレスチナ人女性が、三歳と六歳の子どもと一緒に、問答無用で、ヨルダン川の対岸へ追放されたことを書いた。女性が子どもを連れて戻つてこようとすると、子どもともども逮捕され、ナザレの刑務所に収監された。アルテルマンはこの母親に関する自分の詩が人間の心を動かし、何らかの公的反応があるものと期待したのであつた。しかし、一週後の「セブンスコラム」には次のように書いた。

詩人の期待は外れた

詩人の伝えたことは、

否定もされず、弁明もされず、

ただ無視されただけ、

一言の反応もなく。

一九六七年以前のイスラエルが民主主義国家でなかつたという証拠は他にもある。難民が自

分たちの農地、作物、家畜を取り戻そうとするのに対し、殺害のための発砲を許可する方針で挑んだ国、エジプトのナーセル政権を転覆させるために植民地戦争に加わつた国が、民主主義国であるはずがない。一九四八年から一九六七年までに警備隊が殺害したパレスチナ系国民の数は五〇人を超える。

民主主義国であるかどうかを試すリトマス試験紙になるのが、国内のマイノリティへの許容度であろう。その点ではイスラエルは民主主義社会から程遠い。新しく領土を獲得すると多数派ユダヤ人の有利な地位を保障する法律を次々と作る国なのだ——国籍法、土地所有法、そして、帰還法。とりわけ、この帰還法は、世界のユダヤ人に、何処で生まれようとユダヤ人というだけで自動的にイスラエル国籍を付与する法律である。これが甚だしく非民主主義的であるのは、他方でパレスチナ難民の帰還権を全面拒否しているからである——一九四八年国連総会決議一九四号によつてパレスチナ難民の帰還権が国際的に認められているにもかかわらず。この拒否のために、イスラエル内パレスチナ人は一九四八年に追われた直系家族や親族友人たちといつしよに暮らすことも、彼らに接触することもできない。その土地で生まれ育つた者たちが故郷へ帰る権利を否定し、その土地とは無関係な者たちにその土地に住む権利を提供する不条理な国家は、非民主主義国家の典型である。

この拒否に上乘せするように、パレスチナ人の人権を否定するような事例が山のようにある。

パレスチナ系国民は国民の義務である軍務につかないのだから差別されて当然だという差別の正当化がまかり通っている。民主主義的権利と軍務との関係は、政治家たちが国民の二〇%のパレスチナ系国民の処遇について検討していた形成期を振り返ると、よく理解できる。政治家たちは、どうせパレスチナ系国民は入隊しないだろうと考えていた。この想定がパレスチナ系国民への差別政策を正当化したのだ。一度、実験が行われたことがある。一九五四年に国防省が適齢年齢のパレスチナ系国民に徴兵招集をかける決定をしたのだ。そのとき、諜報部はパレスチナ人の広範な反対運動が起きると政府に助言した。ところが驚いたことに、当時パレスチナ人社会で最も強い影響力をもっていた共産党の賛同もあり、招集通知を受けた人々はみな徴兵事務所へ出頭したのであった。後に諜報部は、一〇代の若者たちが単調な田舎暮らしに飽きていて何か刺激を求めたのだろう、とその現象を説明した。

そういうことがあつたにもかかわらず、国防省はパレスチナ人社会が軍務を拒否しているという言説を流し続けた。当然のことだが、やがて、パレスチナ系国民は国防軍に背を向けるようになった。軍は彼らにとって永遠の抑圧者となつた。だからといって、政府がそれを口実にして自国民を差別するのは、民主主義を標榜する国家としてあるまじきことであろう。同じ国民であつてもパレスチナ人で軍務につかないのであれば、勤労者、学生・生徒、親、夫婦として公的扶助を受ける権利が大きく制限されるのである。とりわけ住宅と雇用における権利はく

奪が著しい——雇用に関しては、イスラエル企業の七〇%は国防意識が強く、そのためにパレスチナ人国民に門戸を閉ざした。

パレスチナ系国民は徴兵を拒否するばかりか信用できない内部の敵だ、と国防省は思い込んでいた。この思い込みとは異なり、イスラエルとアラブ世界の数次にわたる戦争のとき、彼らは国防省が思い込んでいるような行動をしなかつた。いわゆる第五列を形成しなかつたし、対政府反乱も起こさなかつた。それでも政府のパレスチナ系国民に対する敵視と差別はなくならなかつた。今日にいたるまでパレスチナ人は解決すべき「人口問題」としか見られてこなかつた。ただ唯一救いとなるのは、人口問題解決の道はトランスファー、つまり強制的追放だけだと政治家たちが（少なくとも平時には）本気で思っていないことであろう。

土地使用をめぐる予算配分を見ても、一九四八年以降ずっとイスラエルは民主主義国家であつたという主張の嘘がよくわかる。パレスチナ系国民居住市町村はユダヤ人の市町村とは比べ物にならないほど少ない予算しか配分されていなかつた。農地不足と雇用機会不足が相俟つて、異常な社会・経済的現実になつている。たとえば、最も裕福だと言われるアッパ・ガラヤのミーリヤ村というパレスチナ人地域でも、最も貧しいと言われるネゲヴ地方のユダヤ人開墾村よりも劣悪な状態にある。二〇一一年に『エルサレム・ポスト』が「一九九七年から二〇〇九年の間のユダヤ人国民の平均所得はアラブ人国民のそれより四〇〜六〇%高かつた」

と報道した。¹⁰⁾

現在イスラエルの土地の九〇%以上がユダヤ民族基金(JNF)の所有である。地主は非ユダヤ人国民との土地取引が禁止され、公有地は国家目的に使用される。国家目的とはユダヤ人の新入植地建設のことで、パレスチナ系国民の入植地などは考慮すらされない。それ故、最大のパレスチナ都市ナザレの人口は一九四八年以降三倍に増加したにもかかわらず、市の面積は一平方キロメートルも増えていない。一方ナザレの上に建設されたユダヤ人の開発タウンであるアッパ・ナザレは、パレスチナ地主から土地を接収して、面積が三倍に膨れ上がった。¹¹⁾ こういう政策はガリラヤ地方のパレスチナ人村全体でも見られ、同じような現象が生じている。一九四八年以降同地方のパレスチナ人村の面積は四〇〜六〇%も減少し、彼らから取り上げられた土地にユダヤ人入植地が建設された。ガリラヤ以外の地でも大規模な「ユダヤ化」が進行した。一九六七年戦争後、イスラエル政府は国の北部と南部にユダヤ人口が少ないことを不安に思い、ユダヤ人口増加を計画した。そのような人口変化を起すためにはパレスチナ人の土地を没収してユダヤ人入植地を作ることが必要であった。

もつと酷いことに、そのようにして建設した入植地からパレスチナ人国民を追い出したのである。国民は国内の何処にでも住む権利があるというのが国民の権利であるはずが、この権利侵害は今日も続いている。イスラエル内の人権NGOがこのアパルトヘイト政策に反対して

きたが、これまでのところ完全敗北である。二、三の訴訟でアパルトヘイト政策の違法性を匂わす程度の判決を最高裁判所から勝ち取ったことはあつたが、原則的には最高裁はその政策を合法と認めた。かりに英国とか米国で、ユダヤ人なりカトリック教徒なりがある村、ある地域あるいはすべての都市部に居住することを法律によって禁止されたと思像してほしい。そうすれば、この施策がいかに民主主義と相容れないかがよくわかるだろう。

二つのパレスチナ人グループ——難民とイスラエル内パレスチナ人——に対するイスラエルの態度を見ると、いくら善意をもつて解釈しようとしても、とてもイスラエル「民主主義国家と呼ぶことはできない。まして第三グループのパレスチナ人、すなわち一九六七年以降東エルサレムと西岸地区とガザ回廊でイスラエル軍の直接的・間接的支配のもとで暮らしているパレスチナ人に対する冷酷非道な行爲を見ると、イスラエル国「民主主義国家」という主張がインチキ以外の何物でもないことが明白である。一九六七年戦争開戦時に導入された法的インフラから始まり、西岸地区の内側及びガザ回廊の外側に布かれた絶対的軍事権力、そして数百万人のパレスチナ人の日常生活を支配する屈辱的な規制や恣意的虐待¹²⁾にいたるまで、「中東で唯一の民主主義国家」は最悪の独裁者として振る舞ってきた。

こういう非難に対して、イスラエル外交官と知識人は、すべて一時的な処置で、パレスチナ人たちが、どこにおいてでももつと「行儀よく振る舞う」ようになれば、すぐになくなるもの

だと反論した。しかし、たとえ占領地で実際に生活しなくても、ちよつと本気になつて調べれば、この反論が大きな嘘であることは直ちにわかる。これまで見てきたように、イスラエルの政策決定者たちは、ユダヤ人国に支障がもたらされない限りいつまでも占領地を手放す気はないのだ。占領地支配は、イスラエルの政治体制が既成事実と見做すものの一部で、それを変えることはあり得ない。イスラエルのパレスチナ支配は続き、そのパレスチナにはパレスチナ人が住んでいるので、その支配は反民主主義的にならざるを得ないのだ。

その上イスラエルは、反証が山ほどあるにもかかわらず、占領が先住民に文明を教える啓蒙主義的占領だと主張する。そこには、イスラエルが慈悲に満ちた占領政策を善意で行っているのに、パレスチナ人が暴力で抵抗するので、やむなく厳しい措置をとるのだ、という神話がある。一九六七年にイスラエル政府は西岸地区とガザ回廊を「エレツ・イスラエル」（イスラエルの地）の当然の一部と見做し、その考え方は以後ずつと変わつていない。その考え方に關するイスラエルの右翼と左翼の論争を見ると、違いは実現の仕方だけであつて、考え方を正当とする点では同じである。

もつと広く世論にまで広げてこれを見ると、大別して「救世派」(Redeemers)と「管理派」(Custodians)の二つの流れがあつた。救世派は古代の郷土を取り戻さなければイスラエルの未来はあり得ないと考え、一方管理派は、占領地と和平の交換、つまり西岸地区についてはヨル

ダンに、ガザ回廊についてはエジプトに返還して、アラブ世界との和平を達成すべきだと主張した。しかし、政府の占領地支配政策はこれらの世論に影響されずに進められた。政府のいわゆる「啓蒙主義的占領」の最悪の部分は、その管理・執行である。初めのうちは占領地を「アラブ人地域」とユダヤ人の利用に適した地域とに分け、パレスチナ人が密集する前者を、イスラエル軍に協力する地域ボスが統治する自治区としていた。一九八一年にこの間接的支配は廃され、占領軍「民政局」による直接支配に切り替えられた。後者の「ユダヤ人地域」には入植地と軍基地がほとんど建設された。そのやり方は、パレスチナ人村や町が緑地も都市として発展する可能性もない離ればなれの居留地となるように入植地や基地やユダヤ人専用道路を配置するやり方であつた。パレスチナの地理的連続性をずたずたに断ち切つたのである。

占領後まもなく事態は悪化した。狂信者集団グツシユ・エムニームが政府の計画や指示を無視して、聖書に登場する地をすべてユダヤ教の聖地として強引に入植する活動を始めたのだ。彼らはパレスチナ人口密集地の真ん中に侵入して入植地を作つたので、地元民の生活空間がますます狭くなつた。

入植事業が第一に必要なのが土地である。占領地では、大規模な土地収奪と、先祖代々住んでいた住民を追い出し、劣悪な居住環境の飛び地のようなところに閉じ込めるやり方で、入植事業が展開された。西岸地区上空を飛行機で飛ぶと、その政策が生んだ風景が見られる

——入植地の帯が土地を分断し、パレスチナ人コミュニティが孤島のように連続性を断たれて点在している鳥瞰図だ。ユダヤ化ベルトが村と村、村と町を寸断し、中には一つの村を真つ二つに分断しているものもある。専門家が「災害の地理学」(Geography of disaster) と呼ぶ状態である。実際にエコロジ―災害——水資源の枯渇、美しい田園風景の破壊など——を招いているので、この呼び名はびつたりだ。しかも入植地は右翼過激派ユダヤ教徒を生み出す巢窟となり、付近のパレスチナ人が理不尽な暴力の犠牲になつてゐる。たとえばエフラート入植地のために、ベツレヘム近くのワツラージャー渓谷の世界遺産や、ラマツラー近くの村で、清流が流れる水路で有名な観光地ジャフネが破壊された。これは数百を数える同じようなケースの中の二例にすぎない。

パレスチナの家屋破壊は新しい現象ではない。一九四八年以降イスラエルはこれを集团的懲罰という野蛮な報復として使つてきたが、それを最初に考え出して実行したのは、一九三六—三九年のアラブ大反乱のときのパレスチナ委任統治国英国であつた。アラブの反乱は、英国の親シオニズム政策に対する最初のパレスチナ人蜂起であり、英軍はその鎮圧に三年間を要した。鎮圧過程で英軍は、地元住民への種々の集团的懲罰の一つとして、二〇〇〇戸のパレスチナ人家屋を破壊した¹⁸¹。イスラエルは西岸地区とガザ回廊の占領初日から家屋破壊を始めた。パレスチナ住民の抵抗と不服従があると、その人だけでなく、その人の家族全員を集团的懲罰の対象

として、家屋を破壊し、その数は毎年数百戸に達した¹⁸²。イスラエル軍が押し付ける規則や法にちよつと違反した者から占領への実力抵抗に関与した者まで、軍はすぐに「犯人」の家や村に何台ものブルドーザーを送り込み、家屋ばかりか、生活と生存の糧となる畑や井戸などすべてを徹底的に破壊した。大エルサレム地域でも(イスラエル国内と同じように)許可のない増築や公共料金の未払いがあると、直ちに家屋破壊という罰が下された。

最近集団懲罰のレパトリーに復活したものが、家屋密封である。セメント、モルタル、石などで戸口や窓を密封して、家人を締め出し、持ち出し損ねた大事なものも取り出すことができないうにするのである。こんな懲罰が過去にあつたかどうかを手持ちの歴史書で調べたが、イスラエル以外の国ではこれほど意地の悪い集団懲罰の例を見つけないことができなかった。

最後に、「啓蒙主義的占領」は、入植者が自警団を組織して付近の住民に乱暴をすることや家や畑や作業所を荒らすことを許している。自警団と称する暴徒の乱暴の形態は時とともに変化した。一九八〇年代には実際のテロ行為——パレスチナ人指導者への襲撃(両足を失つた指導者もいる)やエルサレムのハラム・アッシャリーフ「神殿の丘」にあるモスク群の爆破を計画した。二十一世紀に入るとヘブロンなどで日常的なパレスチナ人ハラスメントを始めた——オリブ樹や果樹を根こそぎ引き抜いたり、収穫物を台無しにしたり、家屋や乗り物に発砲するなどの嫌がらせが、月平均一〇〇件あつた。とりわけ五〇〇人のヘブロン入植者の付近のパレス

チナ住民への虐待は酷かった。¹⁵⁾

占領が始まったときから、パレスチナ人には選択肢が二つしかなかった。巨大牢獄への収容という現実にはいつまでも耐え続けるか、危険を覚悟で中東最強の軍に抵抗するかのどちらかであった。パレスチナ人が抵抗した——一九八七年、二〇〇〇年、二〇〇六年、二〇一二年、二〇一四年、二〇一六年——とき、彼らはまるで正規軍兵士のような攻撃の目標にされた。生活の場である村や町がまるで軍事基地であるかのように爆撃され、丸腰の民間人がまるで野戦兵士であるかのように銃撃された。今日ではオスロー合意以前・以後の占領軍のパレスチナ住民に対する残酷な扱いはもう周知の事実なので、パレスチナ人の抵抗がなければ抑圧政策もないというイスラエルの主張はまともを受け取ることとはできない。いつまでも続く裁判なしの逮捕・収監、何千戸もの家屋破壊、何の罪もない住民の殺傷、水源井戸の破壊等々——これらの事実が歴代イスラエル政府がいかに残忍であったかを具体的に証言するものである。アムネスティ・インターナショナルが毎年占領の実態に関する報告を発表している。次に紹介するのは二〇一五年報告の一部である。

東エルサレムを含む西岸地区では、イスラエル軍は子どもを含むパレスチナ人の不法殺害を続け、占領軍への抗議活動をしたり、その他平和的手段による占領反対を訴えたパレスチナ人数千人を逮捕・収監し、数百人の住民を行政拘留した。拷問と虐待が頻繁に行われ、そういう不法行為を行つても咎められなかった。イスラエル当局は相変わらず西岸地区への不法入植を奨励し、その邪魔にならないようにパレスチナ人の行動の自由を規制した。一〇月にはパレスチナ人のイスラエル民間人への襲撃とイスラエル軍による超法規的処刑などの暴力がエスカレートした。軍はパレスチナ人の行動規制をいつそう厳しくした。入植者のパレスチナ人襲撃やパレスチナ人の所有物への破壊行為は罰せられなかった。ガザ回廊は引き続き住民を集団懲罰する軍事的封鎖状態のままである。西岸地区とイスラエル国内、とりわけネゲヴ／ナカブ地域のベドウィン族集落では、家屋破壊と住民追放が続いている。¹⁶⁾

報告内容の一つずつ見ていこう。まず暗殺——アムネスティが「不法殺害」とよぶもの——について。一九六七年以降「不法殺害」されたパレスチナ人は一万五〇〇〇人、その中には子ども二〇〇〇人が含まれる。¹⁷⁾「啓蒙主義的占領」のもう一つの特徴は、裁判なしの収監。西岸地区とガザ回廊のパレスチナ人は、五人に一人がその経験を持つ。¹⁸⁾この裁判なしの身柄拘束を米国の過去・現在の同じやり方と比較する人々がいて、興味深い。BDS運動を批判する人々が、米国の方がイスラエルより酷いと言うのだ。事実、第二次世界大戦中に米国政府は日系米

国民一〇万人を裁判なしで身柄拘束し、現在の「テロとの戦争」では三万人を裁判なしに拘留している。数だけ見ると、そういう体験をしたパレスチナ人——若者、老人、長期拘留者も含めて——の数の方がはるかに少ない。裁判なしの身柄拘束はトラウマになる体験である。何の容疑で逮捕・拘留されているのかも知らされず、弁護士との接見も家族との面会も許されない囚人なのだ。もつと酷いことに、そういう苛酷な状態の中で、密告者やスパイになれと迫るのである。他にも、事実か単なる噂かに関わりなく、個人の性的指向を暴露するぞと脅して共犯関係に引きずり込もうとする汚い手も使われる。

拷問については、信頼できる中東モニターというウェブサイトで、イスラエルがパレスチナ人拷問に使う二〇〇の方法を説明する恐ろしい記事を発表している。そこにリストアップされた方法は、国連報告とイスラエル人権団体ベツエレムの報告に基づいたもの。他に、殴打、長時間ドアや椅子に鎖で縛りつける、冷水や熱水を浴びせる、指を引き裂くように引つ張る、鞣丸を捻じるなどが、日常的に行われている虐待である。

従って問題とすべきは、「啓蒙主義的占領」という主張だけでなく、イスラエルが民主主義国家であるという見せかけの定義である。イスラエルが支配下に置く数百万人の人々に対して行う非人道的行為こそが、民主主義国家という政治的釈明が真つ赤な嘘であることを如実に物語っている。しかし、世界の市民社会の大部分がその嘘を見抜いているにもかかわらず、政治

的エリートたちは、いろいろ理由があるだろうが、イスラエルを民主主義国家高級クラブの一員として扱っている。パレスチナ市民社会が呼びかけた BDS 運動が世界の市民社会で強く支援されているのは、政府のイスラエルに対する政治的態度への不満の表れであろう。

ところが多くのイスラエル人は、こういう世界の市民社会の反応を、よくて見当違い、悪ければユダヤ人に対する悪意と考える。国家は自らを自慈悲深い占領者とする考えに固守する。ユダヤ人一般国民も「啓蒙主義的占領」という見解を支持し、占領のおかげでパレスチナ人の暮らし向きがよくなったのに、占領に抵抗、それも暴力で抵抗するとは、まったく理不尽だと思ふ。無批判にイスラエルを支持する世界のユダヤ人も、そういう考え方を受け入れてしまう。

しかし、世界の市民社会の反応や本書で展開されるような議論を正当であると認めるイスラエル・ユダヤ人もいる。一九九〇年代、人によって信念の強さの違いはあったが、かなりの数のユダヤ人学者、ジャーナリスト、芸術家がイスラエル国の民主主義の定義に疑問を呈した。自分が暮らす社会と国の基本を構成する神話に疑問を呈するのは勇気を要する行為である。だから、後になつてこの勇氣ある立場から外れて一般に歩調を合わせる態度に寝返つた人も何人か出た。そういう多少の逸脱はあったが、二十世紀最後の二〇年間に、民主主義国家イスラエルという定義を批判する作品がかなり世に出た。彼らはイスラエルを民主主義国家とは異なるジャンルの非民主主義国家群の一つだとした。彼らの中の一人、ペンハグリオン大学の政治地

理学者オレン・イフタヘルはイスラエル国をエスノクラシー、つまり異種混合社会にあつて一つのエスニック集団のみを公式にも法的にも特権集団扱いする政権が支配する国家体制だと規定したのである。⁽²¹⁾ もっと厳しく、アパルトヘイト国家あるいは殖民・植民地主義国家と呼ぶ人たちもいた。⁽²²⁾ 要するに、批判的識者たちがどんな形容辞でイスラエルを描写しようと、その中に「民主主義的」という言葉はなかったのだ。

註

- (一) これらの被虐待生活の詳しく描写は、Ilan Pappé, *The Forgotten Palestinians: A History of the Palestinians in Israel*, New Haven and London: Yale University Press, 2013, pp. 46-93 を見られたん。
- (二) Morris, *The Birth of the Palestinian Refugee Problem Revisited*, p. 471.
- (三) Pappé, *The Ethnic Cleansing of Palestine*, pp. 181-7.
- (四) Shira Robinson, "Local Struggle, National Struggle: Palestinian Responses to the Kafr Qasim Massacre and its Aftermath, 1956-66," *International Journal of Middle East Studies*, 35 (2003), pp. 393-416.
- (五) Natan Allerman, "A Matter of No Importance," *Davar*, September 7, 1951.
- (六) Natan Allerman, "Two Security Measures," *The Seventh Column*, Vol. 1, p. 291 (Hebrew).
- (七) 私自身の種の間接を *The Forgotten Palestinians* のサブタイトルにした。
- (八) Pappé, *The Forgotten Palestinians*, p. 65.
- (九) The report by Adalah, "An Anti-Human Rights Year for the Israeli Supreme Court," December 10, 2015, at adalah.org 参照。
- (十) *The Jerusalem Post*, November 24, 2011.
- (十一) Ilan Pappé, "In Upper Nazareth," *London Review of Books*, September 10 2009.
- (十二) Amnon Sella, "Custodians and Redemers: Israel's Leaders' Perceptions of Peace, 1967-1979," *Middle East Studies*, 22:2 (1986), pp. 236-51.
- (十三) Motri Golani, *Palestine Between Politics and Terror, 1945-1947*, Brandeis: Brandeis University Press, 2013, p. 201.
- (十四) ちやきこ、家屋破壊の詳細は「家屋破壊に反対するイスラエル人委員会」のウエブサイト ichad.org に見られる。
- (十五) The report of the Israeli NGO Yesh Din, "Law Enforcement on Israeli Civilians in the West Bank," at yesh-din.org 参照。
- (十六) "Israel and Occupied Palestinian Territories," at amnesty.org 参照。
- (十七) 殺害件数が正確に記録されるようになったのは一九八七年以後であるが、占領開始以降全体に關して信頼できる情報として、ハッシュテムのウエブサイト bselem.org 報告や、I M E M C (国際中東メディア・センター) や OCHA (国連人道問題調整事務所) の報告がある。
- (十八) これに関する詳細な報告は、Mohammad Ma'ri, "Israeli Forces Arrested 800,000 Palestinians since 1967," *The Saudi Gazette*, December 12, 2012.
- (十九) The document in the Harry Truman Library, "The War Relocation Authority and the Incarceration of the Japanese-Americans in the Second World War," at trumanlibrary.org 参照。

(20) "Torture in Israeli Prisons," October 29, 2014, at middleeastmonitor.com 参照。

(21) Oren Yiftachel and As'ad Ghanem, "Towards a Theory of Ethnocratic Regimes: Learning from The Judaisation of Israel/Palestine," in E. Kaufman (ed.), *Rethinking Ethnicity, Majority Groups and Dominant Minorities*, London and New York: Routledge, 2004, pp. 179-97.

(22) Uri Davis, *Apartheid Israel: Possibilities for the Struggle from Within*, London: Zed Books, 2004 参照。

〔訳註1〕イラエル軍は外出禁止令開始時刻を、それまでの午後六時から五時に変え、その決定を四時四五分にした。当然畑で働いていた村人はそのことを知らない。五時五五分に最初に自転車で帰ってきた四人は整列させられ銃殺された。その後馬車やトラックで帰ってきた村人も次々と銃撃された。村の外の山羊を連れ戻そうと村の入り口を出た八歳の子どもも撃ち殺され、驚いて出てきた父親も、子どもの遺体を運び込もうとした母親も、撃ち殺された。計四九人が虐殺された。

〔訳註2〕トゥフイク・トゥビはイラエル内パレスチナ人で、ラティフ・ドーリはオリエンタル系ユダヤ人が結成したイラエル人・パレスチナ人対話委員会の委員長。

〔訳註3〕一九〇〇〜一九七〇、ワルシャワ出身。一九二五年にパレスチナに移住、同地で教育を受け、パリへ留学。詩人、劇作家、翻訳者。

〔訳註4〕ユダヤ教超正統派（ハレーデイーム）は、イエシヴァ（宗教学校）に通うために徴兵が免除されるという協定が同宗派指導者とベン・グリオンの間に交わされたが、パレスチナ人のように差別されていない。

〔訳註5〕当時のパレスチナ解放闘争の主力はディアスポラ・パレスチナ人PLOのゲリラで、西岸地区やイスラエル内パレスチナ住民ではなかった。現在は逆転しており、オスロー合意で西岸地区へ戻ったPLO指導部は外交を通じての「国家作り」に集中、西岸地区やイスラエル内パレスチ

ナ人のインティファダや市民的抵抗運動を迷惑に思い、弾圧さえしている。

〔訳註6〕一九五七年にパレスチナ住民から取り上げた土地に建設された町ナツラット・イリット（付近にはまだパレスチナ人が住んでいる）のことで、人口五万人に対し市面積四万二〇〇〇ドナム、他方ナザレは人口七万人に対し市面積一万四〇〇〇ドナム。ベン・ホワイト『イラエル内パレスチナ人』（拙訳、法政大学出版局）二五五―二五七頁参照。

〔訳註7〕たとえば、チェックポイントで通学途中のパレスチナ人男子大学生を丸裸にして嘲笑するイスラエル女性兵士などがあり、日常的な虐待が見られる。高校卒業と同時に徴兵されたユダヤ人青年が銃を振りかざしてパレスチナ人を虐める状況を指して、国民教育の危機と警鐘を鳴らすイスラエル人教育学者もいる。

〔訳註8〕岩のドーム、鎖のドーム、昇天のドーム、アル・アクサ・モスクなどのイスラム教施設があり、一方で神殿跡や西の壁などユダヤ教の施設もある。

Ten Myths About Israel

イスラエルに関する 十の神話

Han Pappé

イラン・パペ [著]

脇浜義明 [訳]

